

事務連絡
令和6年9月20日

静岡県PTA連絡協議会
会長 宮下 修一 様

回答書

公益社団法人日本PTA全国協議会
会長 太田 敬介

令和6年8月20日付け静岡県PTA連絡協議会宮下会長より「質問状」をいただきましたことにつきまして、下記の内容をもって回答とさせていただきます。ご指摘いただきましたことは真摯に受け止め、これからも令和4年度、5年度に起きました業務執行における諸問題につきましては、不正追及、再発防止のための仕組み作りに、不斷に努力していく所存であります。そして未来にむけて、全国のPTA会員、全国の子供たちのために、あるべき日本PTAの姿を、皆様と力をあわせ推進して参ります。今後とも、静岡県PTA連絡協議会の皆様におきましても、お力添えをいただきますようお願い申し上げます。

記

1 令和4年度の決算報告では、元役員の逮捕容疑・起訴理由となった日本PTA会館の修繕費用である約2000万以外に、約3000万円に及ぶ赤字が計上されています。後者についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高いと考えられます。令和4年度の決算報告についても、再度調査する必要があると思われますが、その予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに解明する予定でしょうか。

(回答) 令和4年度の建物工事以外の約3000万円の赤字については、旅費交通費や会議等の予算を大幅に超過した執行があったことは認められますが、不正な支出という認識はありません。監査も通り、総会でご報告した通りです。
警察の捜査が進んでおりますので、まずは公判の推移を見守り、また今後、新たな事実が判明した場合には、速やかに公表いたします。

2 令和5年度の決算報告でも、約2900万円に及ぶ赤字が計上されています。また、赤字には形式的には含まれておりませんが、「その他固定資産」のうち「什器備品」の項目において、「防犯システム他」として278万6300円の新たな支出がなされています。令和6年6月19日に開催された総会の席上で、当協議会の会長である宮下が静岡県代表者としてその件につき質問したところ、当時の 会長から、以下の①及び②の回答があり

ました。

- ①防犯システムの工事は、令和4年度中に発注されたが、令和5年4~6月に行われたものであったため、令和4年度決算には反映されていなかったこと。
- ②発注者等は不明であるが、権限のない者が決裁したこと。
- ③詳細は調査中であるが、不明であること。

すでに総会開催から2か月近くが経過しており、当然、発注者が誰であるか等については、調査が完了しているものと思われますので、その結果を速やかに公表すべきと考えますが、公表の予定はありますでしょうか。

また、令和5年度についても、元役員が不正に使用した支出が含まれている可能性がきわめて高いと考えられます。令和5年度の決算報告についても、再度調査する必要があると思われますが、その予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに解明する予定でしょうか。

(回答) 令和5年度の防犯システム工事については、現在さいたま地方裁判所で係属中の刑事事件とも関連しうるものと考えており、公判の推移を踏まえて必要な証拠資料を収集したうえで、工事の妥当性を検証していく考えです。その遂行過程で新たな事実が判明した場合には、速やかに公表いたします。

3 令和5年度中に、関東ブロックPTA協議会に所属する協議会から法令に基づく情報開示請求がなされました。なかなか開示に応じなかつたばかりでなく、ごく一部を除き開示がなされず、開示された資料もきわめて不十分なものであるといわざるを得ません。今後、令和4年度及び和5年度の経理関係書類について、全面的な情報開示を行う予定はありますでしょうか。あるとすれば、いつまでに行う予定でしょうか。

(回答) 情報開示について、捜査協力のため提出した資料が返却されることを前提に、継続してすすめる予定です。その他の資料については、順次準備を進めさせていただいているが、現在、事務局員の員数不足で業務が滞っている状況があり、事務局体制が整い次第、対応をさせていただきます。理事と調整を取らせていただき進めていく予定です。

4 令和6年3月14日に開催された臨時総会において、当時の 会長(現・顧問)は、投票については秘密投票とし、その結果を調査することはしないと表明したにもかかわらず、その結果を把握したうえで、逮捕された元役員、日本PTA元役員(一般社団法人地域創生応援団理事)、懲戒解雇された前事務局長・前事務局次長と相談し、6月19日に開催された総会において特定の理事候補を落選させるための働きかけをするために不正に利用していたことが明らかとなりました。 顧問は、7月19日に開催された代表者

会において、「事務局が（投票結果を）もっていたので、それを見てしまった」として、これを認めました。

顧問は、この点について責任をとる意志はありますでしょうか。

(回答； 顧問より) 投票結果を見たことについては、率直にお詫び申し上げます。

しかし、約束をしながらなぜ結果を見るに至ったのかという理由について、貴会に対し十分な説明することが、結果を見たことに対する責任であると考えています。

5 令和5年度の日本PTA執行部の責任は、3及び4に述べた点をふまえれば、きわめて重いものといわざるを得ません。しかしながら、当時の執行部の役員のうち、現在も執行部に属している役員が複数います。これらの役員は、現在の状況を招いたことについて責任をとる意志はありますでしょうか。

(回答) 令和5年度役員は、令和4年度の業務執行における問題についても、調査を進め対応に当たりました。なお、個別の理事の責任に関する意向について回答は差し控えますが、今後とも役員一同力をあわせ、不正追及、再発防止のための仕組み作りに努力して参ります。

6 日本PTAが業務委託を行っている一般社団法人地域創生応援団については、日本PTA元会長である同法人の理事が4で述べた臨時総会における投票結果の不正利用に関わっていたことが明らかになったことに加えて、令和6年7月19日の代表者会の場において、同法人の別の理事が、同法人と提携関係にある企業の代表者と逮捕・起訴され役員とが親密な関係にあることを明らかにしました。

これらの点をふまえれば、同法人との関係を断ち切るべきだと考えますが、その予定はありますでしょうか。

(回答) 一般社団法人地域創生応援団と関連の企業に関しては、法律に基づき契約を交わしているところ、現時点では契約に違反する事実はありませんが、今後、契約に違反する事実や契約に関する不正行為等が発覚した場合は厳正に対処いたします。

以上